５食生第536号

令和６年(2024年)３月22日

関係団体の長 様

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　長野県健康福祉部長

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品衛生法施行規則の

一部改正について（通知）

このことについて、令和６年３月19日付け健生発0319第８号により、厚生労働省健康・生活衛生局長から別添のとおり通知がありました。

　　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）により、常温保存可能品は厚生労働大臣が認めたものとされ、摂氏10度以下で冷却して保存することを要しないとされておりますが、今回の乳等省令の改正により、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調整液状乳及び乳飲料のうち、摂氏10度以下で保存することを要しないもの（殺菌後に容器包装に無菌的に充填する製品（以下「常温保存可能品」という。）及び容器包装に充填後に殺菌する製品に係る規格基準が設定されました。

また、常温保存可能品の規格基準の設定に伴い、現行の乳等省令から厚生労働大臣が認めたものを常温保存可能品とする規定が削除されました。

　　なお、経過措置として、改正前の乳等省令の規定により厚生労働大臣が認めた常温保存可能品については、令和６年９月18日までに製造され､又は輸入されたものを加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り従前の例によることができるとされています。

　　つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

（問合せ先）

長野県健康福祉部食品・生活衛生課

乳肉・動物衛生係

（担当）及川、水澤

TEL　026-235-7154

FAX　026-232-7288

E-mail　 shokusei@pref.nagano.lg.jp